

高等学校等での奨学金制度等について

1 県立高校授業料に対する就学支援金制度（平成29年7月現在）

（1）制度の概要

「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯に就学支援金が支給され、県が代理受領することにより、受給資格のある生徒の保護者の皆様には実質的な授業料の負担はありません。

なお、不受給の申し出をされた方及び受給資格が不認定となった方については授業料が徴収されます。

（2）対象者（次のすべてに該当する方）

- ・ 県立高等学校の全日制、定時制及び通信制に在学している者。（聴講制度による聴講料は対象外）
- ・ 平成26年度以降の入学者。

（3）受給資格

市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯。

なお、受給資格が不認定となった方であっても、事業の倒産や失業等により保護者が収入を得られなくなったときは、授業料が免除される場合があります。詳しくは、高等学校または鳥取県教育委員会事務局高等学校課（0857-26-7929）にお問い合わせください。

（4）就学支援の対象

対象となるのは「授業料」のみです。

次のような経費は「授業料」に含まれません。

- ・ 入学金
- ・ 入学選抜手数料（受検料）
- ・ 教科書代
- ・ 修学旅行費
- ・ 諸経費（※）など、「授業料」以外のすべての経費

※諸経費とは、生徒会費やPTA会費などで、学校ごとに異なります。概ねの経費は高等学校課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/87664.htm>)に掲載していますが、詳しくは各学校にお問い合わせください。

（5）その他

特別支援学校高等部（琴の浦高等特別支援学校を含む。）については、以前から授業料は不要となっています。

私立高等学校についても、就学支援金制度が適用されていますが、運用は各学校、家庭の状況によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。

2 高校生等奨学給付金について（平成29年7月現在）

（1）趣旨

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。（給付のため、返還の必要はありません。）

（2）対象者（次のすべてに該当する方）

- ・ 市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護法による生業扶助受給世帯
- ・ 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ・ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学している者。（特別支援学校高等部生徒を除く。）
- ・ 平成26年度以降の入学者

(3) 支給額等 (支給額欄の下段 () は、通信制に在学する者への支給額。)

支給対象者		支給額 (年額)	申請に必要な添付書類
生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額。)	国公立	32,300円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
	私立	52,600円	
生活保護受給世帯以外			
第1子の高校生等がいる世帯	国公立	75,800円 (36,500円)	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し
	私立	84,000円 (38,100円)	
15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯	国公立	129,700円 (36,500円)	対象となる高校生等本人及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し
	私立	138,000円 (38,100円)	

* 問い合わせ先は鳥取県教育委員会事務局育英奨学室 (0857-29-7145) です。

3 鳥取県育英奨学資金(高等学校等奨学資金)

(1) 概要

申請資格	対象学校	高等学校、高等学校に相当する外国の学校のうち県教育委員会が認めたもの、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程
	学力基準	修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
	所得基準	世帯の年間所得が所得基準以下であること。 (2)所得の上限額についてを参照)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が県内に住所を有していること。 鳥取県から他の奨学金の貸与又は給付を受けていない者。(高校生等奨学給付金との併給は可能です。) 鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受けていないこと。
貸与月額	国公立：18,000円(自宅通学) 国公立：23,000円(自宅外通学) 私立：30,000円(自宅通学) 私立：35,000円(自宅外通学)	
貸与方法	貸与を認めた月から正規の修業年限まで金融機関の本人口座に振り込みます。	
返還方法	貸与終了後15年以内(退学・辞退等の場合は10年以内) 無利子で半年賦・月賦により返還(返還方法は口座振替のみ)	
猶予制度	大学等への進学、災害、傷病等の場合は、申請によりその期間の返還が猶予されます。	
申込方法	<p>1 高等学校等入学前の申込(予約採用) 入学前に奨学資金を予約する制度です。進学する前年の秋に中学校の奨学金窓口申し出て下さい。(9月30日申込締切)</p> <p>2 高等学校等入学後の申込(在学採用) 春に高等学校等で奨学生の募集を行います。(平成30年4月下旬申込締切)</p> <p>3 緊急の申込(緊急採用) 家計が急変(主たる家計支持者の失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等)で奨学金を緊急に必要とする場合や年度途中で新規に入学し奨学金を希望する場合は在学している高等学校等の奨学金窓口にご相談してください。 なお、県外の高等学校等へ進学された場合の申込方法については、鳥取県教育委員会事務局育英奨学室(0857-29-7145)へ相談してください。</p>	
その他	<p>1 奨学資金の申込にあたっては、連帯保証人と保証人(生計が別で同居していない者)が必要です。</p> <p>2 奨学資金の返還を怠ったときは、半年につき5%の延滞金が加算されます。</p> <p>3 長期滞納となった場合は、法的措置をとる場合もあります。</p>	

(2) 所得の上限額について

【所得基準の例】

世帯形態	所得金額
○子どもが1人の3人世帯の場合	790万円程度
○子どもが2人いる4人世帯の場合	
・弟又は妹が中学生の場合	830万円程度
・兄又は姉が大学生（私立で自宅外通学）の場合	960万円程度

所得金額（所得税の所得）は世帯全員の前年1年分を対象とします。

所得基準は、家族構成・通学状況・その他特別な事情により考慮されます。詳しくは鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）募集要項をご覧ください。

4 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）

区 分		就学支度資金	修学資金			
申請資格	対象学校	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程				
	資格	母子家庭の母、父子家庭の父（扶養する生徒が対象学校に入学する場合） または生徒本人 父母のない生徒				
貸与額		○就学支度資金 (単位：円)		○修学資金（月額） (単位：円)		
		区 分		区 分		
		国公立の高校・高専・専修（高等）	限度額	高校・専修（高等）	国公立	限度額
		自宅	150,000		自宅	27,000
自宅外	160,000	自宅	34,500			
私立の高校・専修（高等）	限度額	私立	限度額			
自宅	410,000	自宅	45,000			
自宅外	420,000	自宅外	52,500			
返還方法	返還期間	5年以内		20年以内		
		据置期間				
	卒業後（大学等へ進学した場合は大学卒業後）6ヶ月間					
	返還方法					
貸与終了、据置期間経過後、無利子で年賦・半年賦・月賦により返還						
申込方法		お住まいの市町村役場又はお住まいの地域を管轄する東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局へお問い合わせください。				
その他		1 借主が母又は父の場合、児童が連帯借主となります。 2 借主が児童の場合、連帯保証人が1名必要となります。				

5 県立高校入学者選抜手数料及び入学料の減免について

(1) 趣旨

火災、風水害等の非常災害により資産が著しく損なわれた場合、事由が発生して1年以内に実施する入学者選抜検査に係る手数料及び1年以内に納付すべき入学料（事由発生1年以内に合格者の発表があり、納付する入学料を含む）を全額免除とします。

なお、東日本大震災及び熊本地震に伴い、被災地域から鳥取県内に避難している者のうち、対象者に該当し減免を申請する者は、当分の間、県立高校入学者選抜手数料及び入学料を全額免除することとします。

(2) 対象者（次のいずれかに該当する者）

- ・従来住んでいた家が一部損壊以上の被害を受けた者
- ・福島県に居住していた者（東日本大震災による被災者のみ）

なお、免除申請の書類等については、中学校または鳥取県教育委員会事務局高等学校課（0857-26-7929）にお問い合わせください。